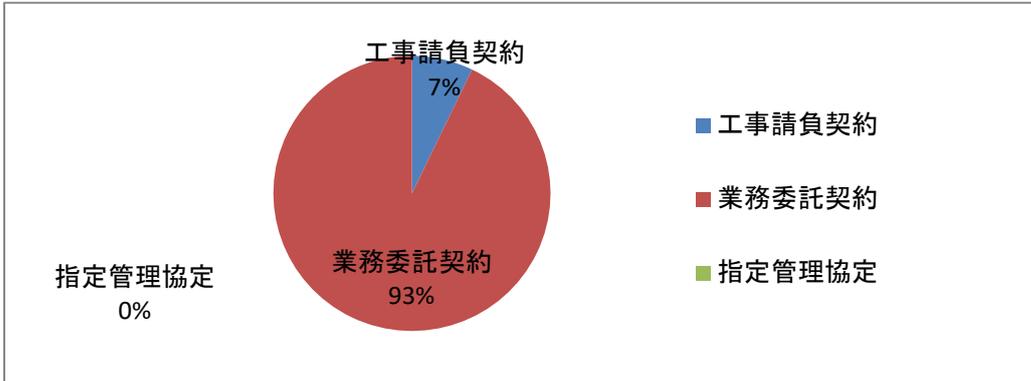


事業者向けアンケート 集計結果

問 1

貴社(法人)が受注した公契約条例の労働報酬下限額適用案件(以下「適用案件」という。)は次のうちどれですか。

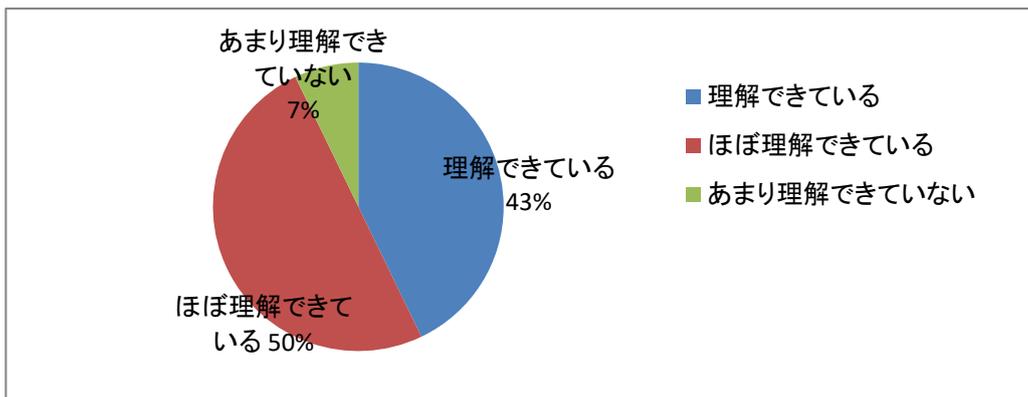
項目	回答数	割合
工事請負契約	1	7%
業務委託契約	13	93%
指定管理協定	0	0%



問 2

本市の公契約条例が施行され4年目となりますが、公契約条例の制度について、どの程度理解できていると思いますか。

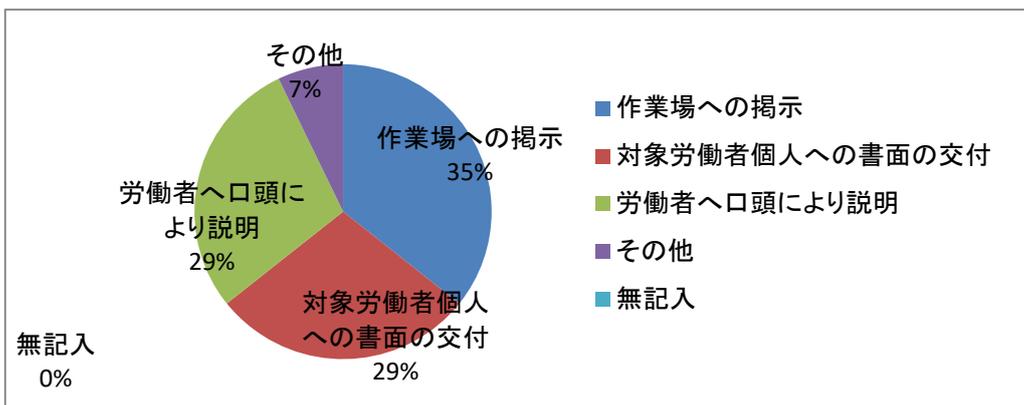
項目	回答数	割合
理解できている	6	43%
ほぼ理解できている	7	50%
あまり理解できていない	1	7%



問3

条例では、適用案件の受注者は、労働報酬下限額等の事項をその業務に従事する労働者（以下「対象労働者」という。）へ周知することとされていますが、どのような方法で周知を行いましたか。

項目	回答数	割合
作業場への掲示	5	35%
対象労働者個人への書面の交付	4	29%
労働者へ口頭により説明	4	29%
その他	1	7%
無記入	0	0%



問3-1

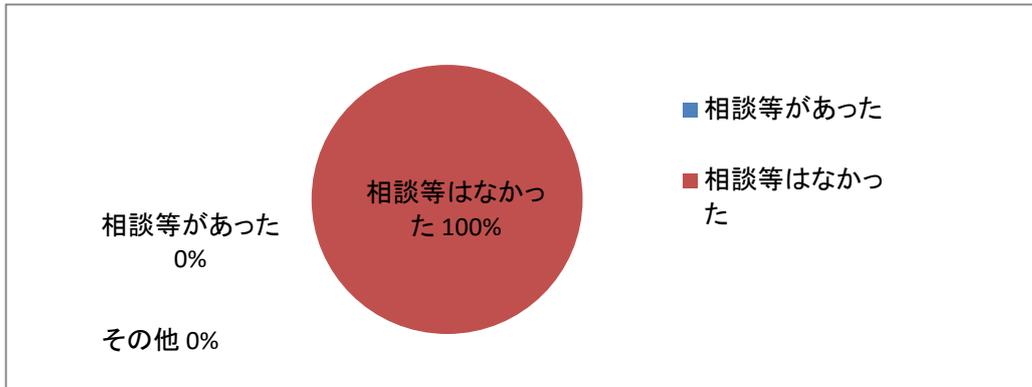
周知方法について、問3の方法以外にどのような方法が効果的だと思いますか。御意見がありましたら、御記入下さい。

- ・市広報へ掲載 ・タウンニュース等タウン誌へ掲載 ・市広報版へ掲示
- ・雇入れ時に説明する。
- ・現場への周知については、チラシ・口頭での方法が最も効果的だと思います。あとは、市の媒体などを使って方法が良いのではないかと思います。
- ・誰もが理解できるわかりやすいパンフレット等を作成、配布して欲しい。
- ・市ホームページ

問3-2

公契約条例に関して、対象労働者から相談や質問はありましたか。

項目	回答数	割合
相談等があった	0	0%
相談等は無かった	14	100%
その他	0	0%



問3-3

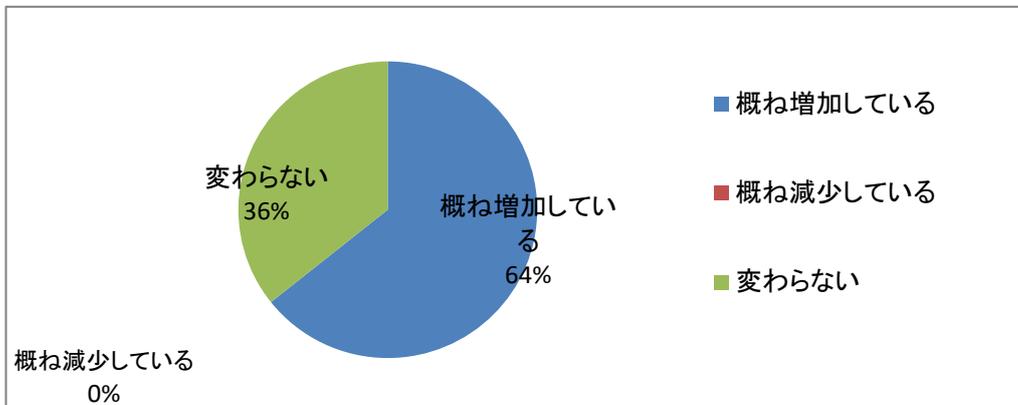
相談等の内容はどのようなものでしたか。

該当なし

問4-1 適用案件になったことによる労働報酬下限額の設定に伴い、対象労働者への賃金に変化はありますか。

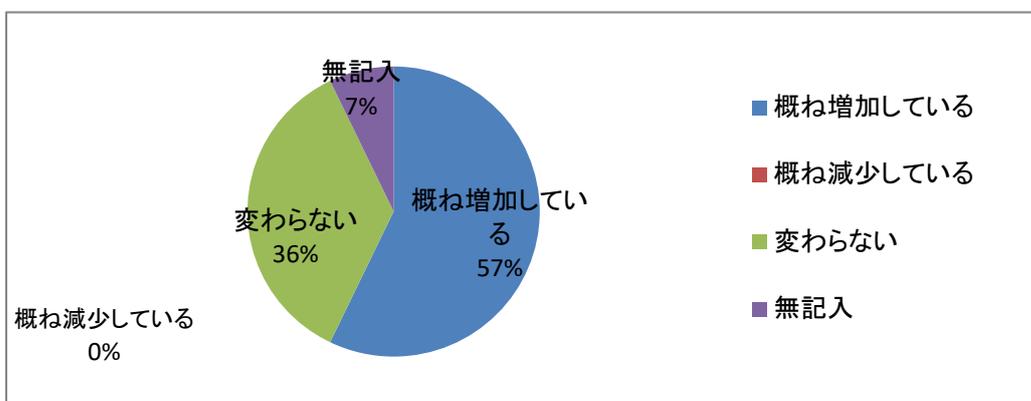
【時間単価】

項目	回答数	割合
概ね増加している	9	64%
概ね減少している	0	0%
変わらない	5	36%



【月額】

項目	回答数	割合
概ね増加している	8	57%
概ね減少している	0	0%
変わらない	5	36%
無記入	1	7%

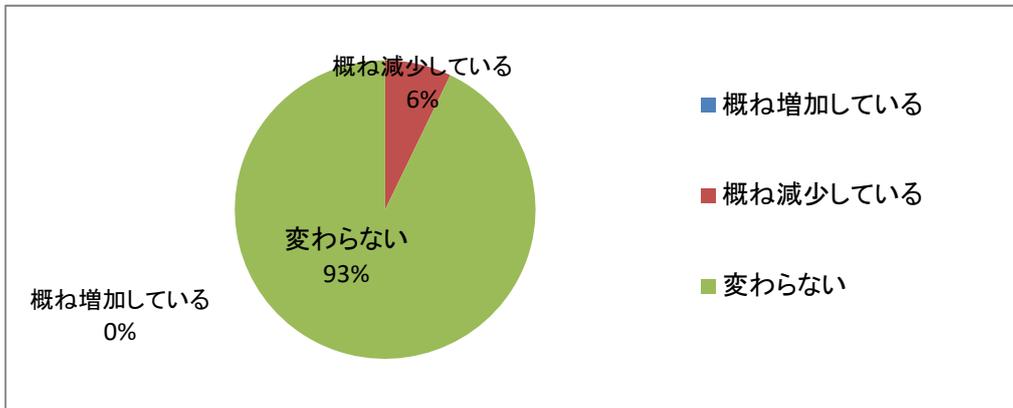


問4-2

適用案件になったことにより、対象労働者の人数や構成に変化はありますか。

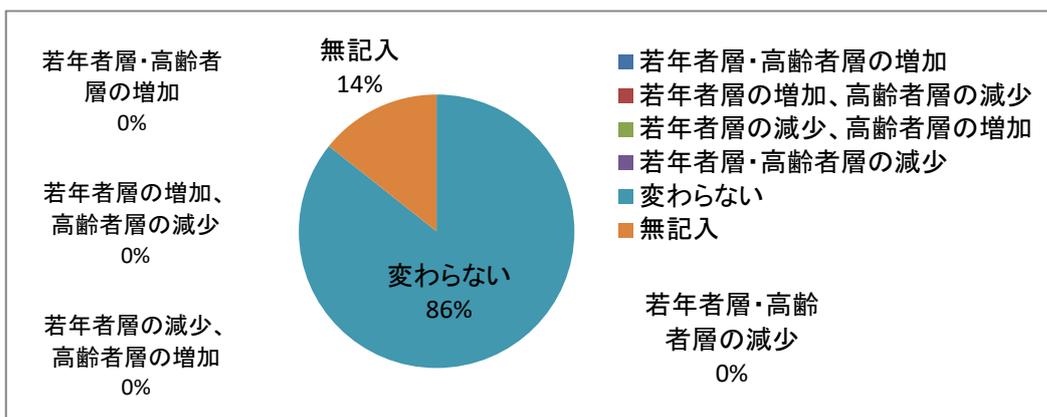
【労働者の人数】

項目	回答数	割合
概ね増加している	0	0%
概ね減少している	1	7%
変わらない	13	93%



【労働者の構成】

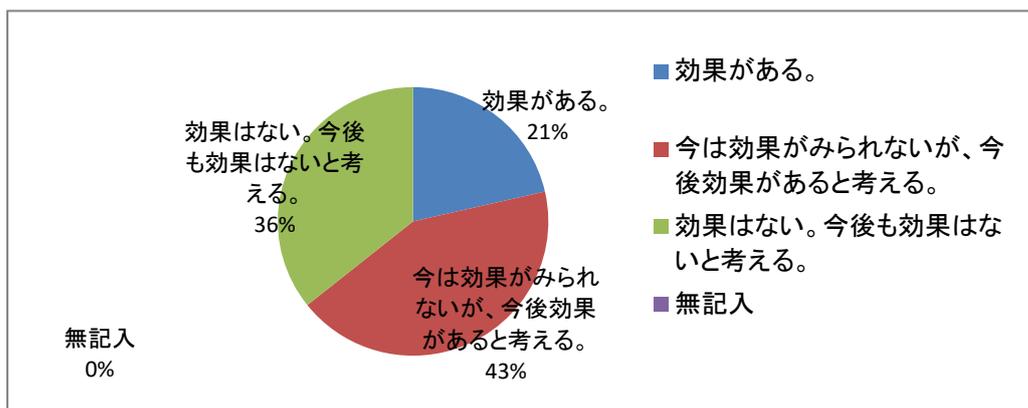
項目	回答数	割合
若年者層・高齢者層の増加	0	0%
若年者層の増加、高齢者層の減少	0	0%
若年者層の減少、高齢者層の増加	0	0%
若年者層・高齢者層の減少	0	0%
変わらない	12	86%
無記入	2	14%



問5

公契約条例は、労働環境の整備に効果があったと思いますか。また、その理由を御記入ください。

項目	回答数	割合
効果がある。	3	21%
今は効果がみられないが、今後効果があると考ええる。	6	43%
効果はない。今後も効果はないと考える。	5	36%
無記入	0	0%



《理由》主なもの(原文のままを掲載 以下同じ)

【効果があった】

- ・賃金が保障される。
- ・最低下限額の上昇により賃金も上昇している。

【今後効果があると考ええる】

- ・賃金の格差問題に効果があると思われる。
- ・市の適用業務・施設が増加すれば、市業務全体の底上げがなされ、次第に市内の民間企業及び公的施設に反映され、市内の各物件に就業する労働者全体の収入増に繋がる。そのことにより各企業は、他社とのダンピング合戦を行う必要性がなくなり、また市入札においても他社との競争力を持つことができる。

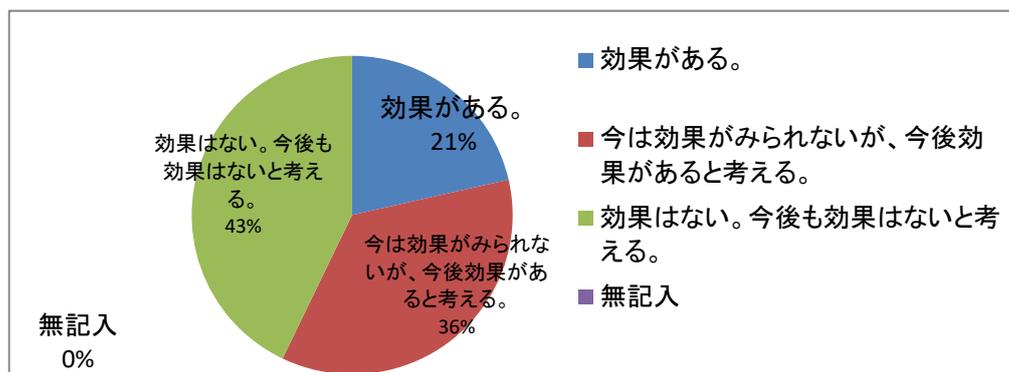
【効果はない】

- ・労働者の賃金は上がるが、入札価格は下がっている。今の仕組みでは何も良くなるらない。
- ・公契約対象物件と対象外物件に分ける事自体に問題があるように思います。労働者にとって不公平感があります。少なくとも国から毎年最低賃金が示されているのでそれで十分ではないかと思えます。
- ・健全な労働環境を提供をしている会社は、今後も継続していくと思う。ただ、違反する会社は変わらないと思うので、チェック体制を強化した方が良い。
- ・公契約条例施行前後で仕様内容に変化がないため。
- ・労働環境の整備は、各企業により整備されるものであり、最低賃金とは関連がないと思えます。

問6

適用案件となったことにより、対象労働者の労働意欲の向上につながる効果があったと思いますか。また、その理由を御記入ください。

項目	回答数	割合
効果がある。	3	21%
今は効果がみられないが、今後効果があると考ええる。	5	36%
効果はない。今後も効果はないと考える。	6	43%
無記入	0	0%



《理由》

【効果があった】

- ・生活の向上につながるから。
- ・市は発注する委託の場合、仕様に大きな変更がない限り、概ね就業時間が決まっているため、時給が上がることにより労働者の収入増となり、意欲の向上にも繋がると思う。但し、企業側が人員削減でという方法で、支払金額全体の減額対策を取れば逆効果となる可能性もある。

【今後効果があると考ええる】

- ・労働者の個々の考え方によって、効果があると思われる。
- ・賃金の昇給は、仕事への意欲を高めるため。
- ・労働者の賃金の上昇により、建設業の労働者確保につながるかもしれない。

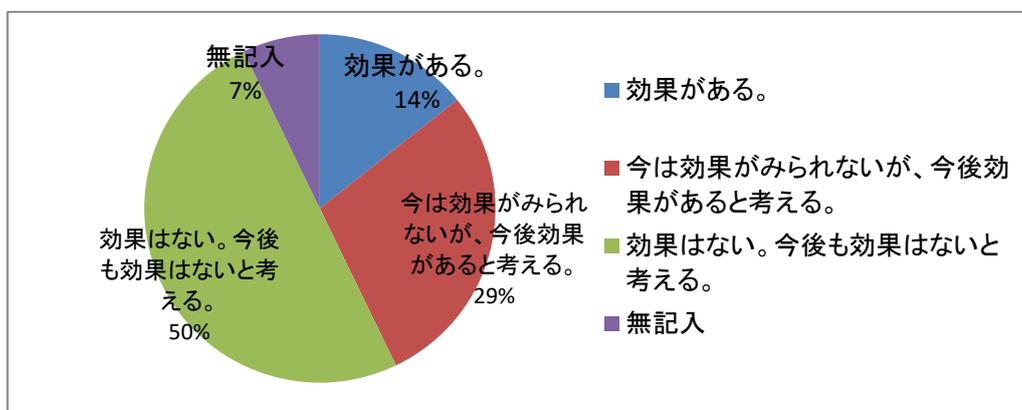
【効果はない】

- ・企業にとっては、適用案件で働く従業員と対象案件以外で働く従業員の不公平感の解消に非常に労力を費やす状況である。
- ・労働者は通常どおりの対価と思っているため。

問7

適用案件となったことにより、工事・業務の質の向上につながる効果があったと思いますか。また、その理由を御記入ください。

項目	回答数	割合
効果がある。	2	14%
今は効果がみられないが、今後効果があると考ええる。	4	29%
効果はない。今後も効果はないと考える。	7	50%
無記入	1	7%



《理由》

【効果があった】

・仕事に張りあいが出ます。

【今後効果があると考ええる】

・賃金の上昇は、仕事への意欲を高め、業務の向上にも繋がると思う。

【効果はない】

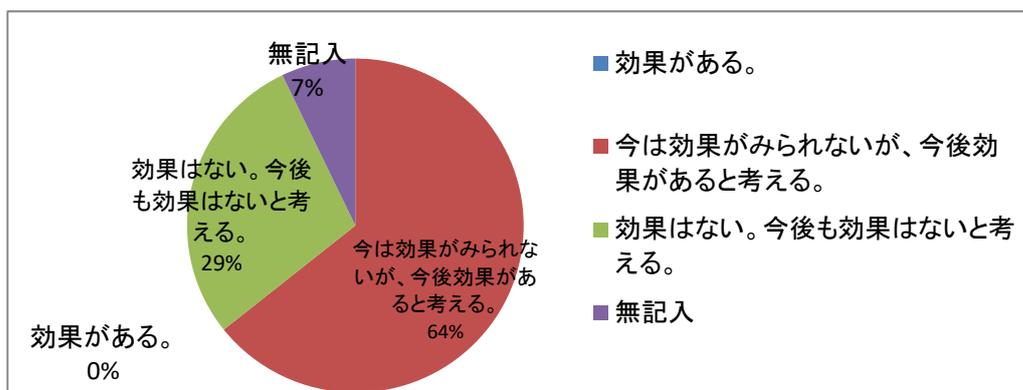
・労働者の個々の考え方により、労働報酬下限額と業務の質の向上が、必ずしも合致しないため効果は難しいと思われる。

・工事の質の向上は、各企業の技術力で有り、単にその工事の従事者の賃金が上昇しても工事の質の上昇にはつながらないと思います。

問8

適用案件の工事・業務を履行する中で、公契約条例が地域経済の活性化につながる効果があると思いますか。また、その理由を御記入ください。

項目	回答数	割合
効果がある。	0	0%
今は効果がみられないが、今後効果があると考ええる。	9	64%
効果はない。今後も効果はないと考える。	4	29%
無記入	1	7%



《理由》

【今後効果があると考ええる】

- ・適用案件が増えれば活性化につながると思われる。
- ・地元企業優先の考えは、地域経済の活性化に対する効果を感じます。全て適正に行われれば、今後は大いに期待できると考えます。ただし、適正な入札ができなければ、いつまでも入札はダンピング合戦の状態になり、地域経済も破壊してしまうものと考えます。
- ・県の最低賃金よりも多少高く、地元雇用の促進、定着に繋がることもある。

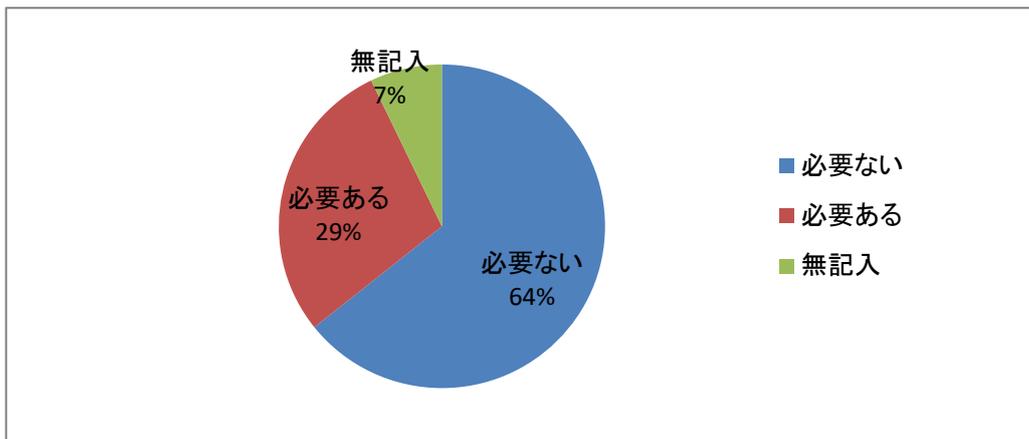
【効果はない】

- ・直接地域とは関係ないと考えます。
- ・公契約条例が地域経済の活性化につながるとは思えません。

問9

公契約条例では、適用案件の受注者は、対象労働者の氏名、業種、労働時間等を記載した台帳を市長へ提出することとなっていますが、当該台帳の作成・提出に当たって、台帳の仕様や提出方法等の見直しが必要と思われますか。また、その理由を御記入ください。

項目	回答数	割合
必要ない	9	64%
必要ある	4	29%
無記入	1	7%



《理由》

【必要ない】

- ・適正な労働環境が確保され、労働者のやる気や質を向上させて、地域経済の活性化を図るためには、知識を有する者(社会保険労務士等)の監査が必要であり、性善説に立った形式的な書面の提出と審査では足りないと考えます。
- ・台帳には、労働者名まで記入させていますが個人名は、個人情報観点から問題があるように思えます。また、年間全てを提出させてどのように反映させているのか意図するところがわかりません。
- ・賃金台帳作成に時間がとられ、事業主が虚偽の報告をしても分からなくなるため。
- ・個人情報の流出の恐れがあるため、氏名等の記載は疑問を呈す。
- ・作成、提出は手間ですが、市の監視は必要ですし、回数等も妥当だと思います。

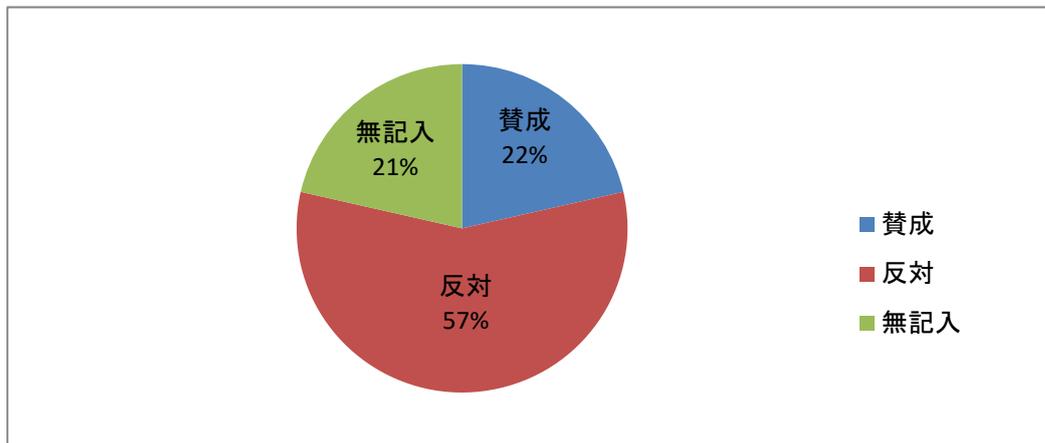
【必要がある】

- ・台帳の簡素化
- ・分かりにくいいため作成し難いので、もっと単純明快の方法にしてほしい。名前については、人により記載を拒否する人もいる。個人情報の観点からも人名は避けたほうが良いと思う。
- ・当該台帳は、時間と手間がかかるだけで実際にチェックの機能を果たしているのか、疑問です。

問9-1

現在、提出をお願いしている台帳には実際の賃金を記入させていません。(確認後、削除して市に提出。)台帳に実際の賃金を記入して提出させることについて、どのようにお考えですか。また、その理由を御記入下さい。

項目	回答数	割合
賛成	3	21%
反対	8	57%
無記入	3	21%



《理由》

【反対】

- ・受託業者が公契約条例を順守すれば良いことであり、記入および提出は不要と思われる。
- ・月額賃金(月収)を記入しても、個々に労働時間や月収に対する考え方(年金、社会保険等)に相違があるので、意味がないと考えます。
- ・個人情報になると思いますので、確認者だけでいいのではないかと思います。

【賛成】

- ・賃金記入については、個人情報の流出の恐れがあるが、今の提出方法に賛成。
- ・特に理由はありませんが、今のままのやり方でよいと思います。

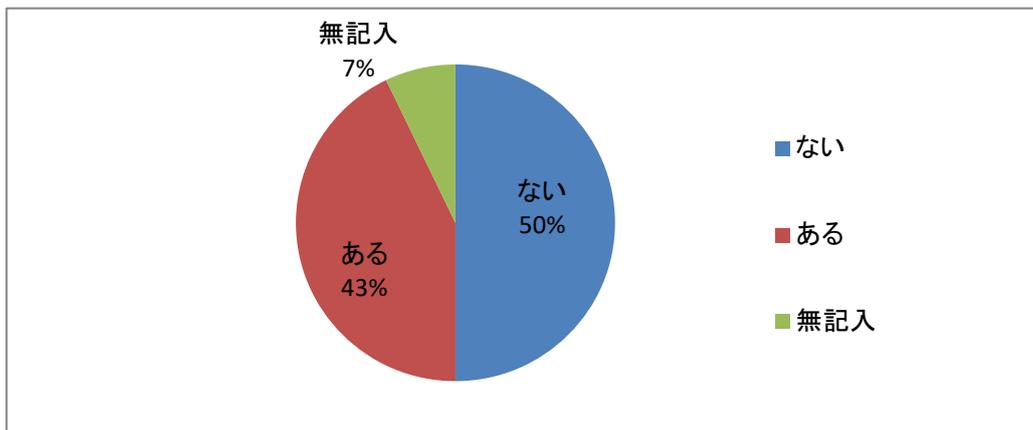
【無記入】

- ・何とも言えない。システムを確実に実施するためには必要だが、個人情報その他の問題から本人が拒否することも考えられ、その対応は難しい。
- ・どちらでも構いません。
- ・賛成ではありませんが、特に反対する理由も見つかりません。

問10

労働報酬下限額の設定金額や設定の考え方(工事は公共工事設計
 労務単価の90%、委託・指定管理は地域別最低賃金等を勘案し毎年度
 設定する額)に関して、課題があると思いますか。また、その理由を御記
 入ください。

項目	回答数	割合
ない	7	50%
ある	6	43%
無記入	1	7%



《理由》

【課題はない】

- ・特にありません。
- ・今まで、問題なし。

【課題がある】

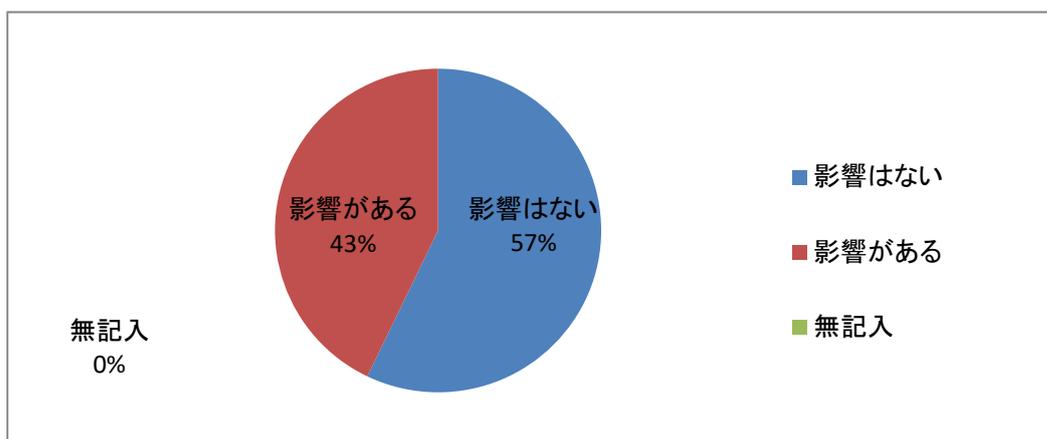
- ・賃金の上昇によって見積のやり直しが出てきます。
- ・設定の考え方に間違いはないと思うが、パーセンテージや最低賃金との差額について、その根拠に対する明確な理由がはっきりしない。おそらく明確な理由や正しい根拠などは無いからそこが問題となる。最低賃金について、東京都と神奈川県は物価の関係もあると思われるが、他道府県と比してかなり高いため、それをもとに設定する公契約の賃金はかなり高いものとなる。当然のこととして、企業の経営にも大きく影響する。
- ・最低賃金を下回るようでは意味がない。

問11

現在本市の公契約条例の対象契約は、市が発注する予定価格1億円以上の工事の請負契約、予定価格1,000万円以上の業務の委託に関する契約及び管理協定対象委託契約を要件としています。

仮に、この要件を撤廃し、工事、業務委託・指定管理のすべての契約を対象とした場合、貴社(法人)にとって影響があると考えられますか。また、その理由を御記入ください。

項目	回答数	割合
影響はない	8	57%
影響がある	6	43%
無記入	0	0%



《理由》

【影響はない】

・働く環境を整える為のものなら、全ての人がそうなるべきと考えるので撤廃して良いと思う。

【影響がある】

・就業者への支払金額が増えれば企業の利益額は減額する。増えた賃金分受注金額を増加することは、現状の入札システム、方法では非常に難しい。中途半端な要件は撤廃し全物件を対象としたほうが、受注金額の増加は図れる可能性がある。就業者に対する公平な対応という面からも要件や条件は撤廃し、市発注の全物件を公契約条例の対象とするのが望ましい。但しそのためには、入札方法・条件を見直すことも必要と思う。

・撤廃するという事は、すべての案件に適用すると意味であれば多いに影響があります。当然企業の利益に影響することであり、最低賃金が毎年上昇している中で厚木市だけが何故そこまでの意図が分かりません。

・事業数が多くなり、賃金台帳の作成に時間がとられるため。

・労働報酬下限額を想定した金額設定であれば特に問題ありませんが、前年度と同等の金額設定となると人件費の負担が大きくなります。

問12 公契約条例に対して、御意見等がありましたら、御記入下さい。

・どんなに素晴らしい条例でも、中途半端な運営では本来の目的達成は難しいと思います。また、完全実施を図るためには、企業の協力は必要不可欠のものです。そのため、企業にとって納得できるシステムを構築することが必要であると思います。現状、市発注の物件は大半が一般入札となるため、参加する企業が、市の予算内で少しでも高い金額で受注しなければ、公契約の条件で運営していくことは出来なくなります。厚木市の物件が、決められた仕様に基づく正しい対応で、業務が確実に実施されるよう、入札に対する考え方から変更していただければ幸いです。売上金額だけを目当てに準市内となった企業は、市の物件を守る意識は希薄です。厚木市の物件は、意識の高い市内業者が守らなければなりません。

・意味のない条例だと思います。

・労働報酬下限額が、変更になった時点で契約金の見直しを行って欲しい。